

## 仕 様 書

- 1 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の遵守について
  - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
  - (2) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で受注者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
  - (3) 監理技術者は、常時、監理技術者資格者証を携帯すること。また、発注者から請求があったときは、同資格者証を提示すること。
  - (4) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、建設業法第24条の7に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを提出すること。なお、施工体制台帳には、現場代理人及び監理技術者並びに下請業者の配置する主任技術者の顔写真、氏名及び所属等を記載した技術者台帳を作成し添付するものとする。
  - (5) 受注者は、前項に示す建設業法第24条の7の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
  - (6) 受注者は、工事現場内において、現場代理人及び監理（主任）技術者にその旨を表示した腕章並びに顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用させるものとする。なお、施工体制台帳を作成する工事にあつては、下請の主任技術者にも同様の名札を着用させるものとする。
- 2 下請契約について
  - (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日 建設省経構発第2号）の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
  - (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受け取った前払金による現金支払い、請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金の適正化について配慮すること。
  - (3) 設計金額1億円未満、または6億円以上の工事について下請発注する場合は、市内に本店を有する業者に発注するよう努めること。

設計金額1億円以上6億円未満の工事について下請発注（二次以下の下請発注を含む）する場合には、「建築一式工事」を除き、原則市内に本店を有する業者に発注すること。なお、やむを得ず市外に本店を有する業者に下請発注する場合には、「建築一式工事」を除き、あらかじめ別に定める様式により理由書を提出すること。

### 3 使用資材について

- (1) 本工事で使用する建設資材については、市内に本社または製造工場を有する事業者が製造した資材の使用に努めること。また、これによらない場合でも、市内に本社を有する建設資材納入業者が取り扱う資材の使用に努めること。
- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

### 4 災害防止対策等について

- (1) 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（平成5年1月12日付建設省経発第1号）及び「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日付建設省営監発第13号）を遵守して公衆災害防止に努めること。また、車両の出入りの際には誘導員を配置する等、安全を期すること。
- (2) 作業場の内外を問わず、本工事にともなう危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずること。
- (3) 工事期間中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたること。
- (4) 作業時間については、近隣への配慮を行うこと。
- (5) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号）に基づき、指定された建設機械を使用すること。
- (6) 「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日 建設省経機発第247号）に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。
- (7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）により制限を受ける作業については、市環境局環境保全課大気騒音係と打合せを行うこと。
- (8) 転落・墜落災害が発生する危険性の高い工事にあつては、足場等の作業床、手摺、安全帯を取り付けるための設備等を設置するなど、労働者の安全を確保するための措置を講じ、施工計画書に具体的な措置の内容を記載すること。

### 5 書類の提出について

- (1) 工事に着手したときは、直ちに別に定める様式に基づき現場代理人・主任（監理）技術者届を提出すること。ただし、請負代金額が100万円未満の工事にあつては、この限りではない。
- (2) 請負代金額500万円以上の工事にあつては、購入金額が10万円以上の建設資材（監督員が指示するものを除く）又は監督員が指示する建設資材を購入する場合は、使用資材購入先通知書及び当該電子データを提出すること。
- (3) 請負代金額100万円以上の工事にあつては、工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、別に定める下請業者通知書に請け負わせる下請業者の名称、所在地、工事内容、請負金額等を記載し提出するとともに、下請業者について確認を受けるものとする。なお、記載内容に変更が生じた場合も同様に、速やかに再提出し、確認を受けるものとする。
- (4) 受注者が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の建設業者と一次下請契約することを原則禁止とする。

なお、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第7条の2第2項により社会保険等に未加入の建設業者と一次下請契約を締結する場合は、当該下請契約を締結した具体

的な理由を記載した書面を提出すること。

また、社会保険等に加入手続中の建設業者と一次下請契約を締結する場合は、当該下請業者が社会保険等に加入手続中であることが確認できる書類を添付のうえ、別に定める誓約書を提出すること。

- (5) 調査基準価格を下回る価格で契約した工事で、1件当たりの一次下請契約金額が100万円（建築工事にあつては200万円）以上の下請契約を締結する工事にあつては、下請業者への支払状況について、別に定める様式により監督職員に提出すること。

提出時期は、当初工期及び実質工期が6か月未満の工事にあつては工事完成時とする。

当初工期が6か月以上（繰越を予定して発注した工事にあつては、契約図書に示す実質工期が6か月以上）の工事にあつては、「中間検査時、中間前払金の請求時、又は出来高払金の受領後30日以内」のいずれか該当する時期とするが、該当のない場合は工事完成時とする。

なお、本市が別途指示する工事については、下請業者への支払内容が確認できる書類を提出すること。

## 6 工期について

工期には、原則として本工事及び別途工事の施工を行わない土曜日、日曜日、国民の祝日、夏期休暇、年末年始の休暇及び検査に要する期間を見込んでいる。

本工事及び別途工事間で工程調整を十分行い、工程管理を行うこと。

なお、技能労働者や建設資機材の調達・入手難により工程への影響が生じる場合は、別途、対応に関して協議する。

## 7 火災保険等について

工事途中において部分払いを請求する際には、工事の出来高に対し、保険期間を工事引渡しの日までとした火災保険等を付さなければならない。ただし、解体工事はのぞく。

## 8 建設労働者の福祉向上について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」）に加入するとともに、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付するよう努めること。なお、建退共制度の加入状況等について、別に定める様式により監督員に報告すること。

- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

- (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者において出来る限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (4) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注者は共済証紙の受払い簿その他関係資料を監督員の指示に従い提出すること。

- (5) 受注者は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を、工事現場の出入り口等、労働者の見えやすい場所に掲示すること。ただし、対象とならない場合はこの限りでない。
- (6) 受注者は、工事完成時に建退共制度の運用状況について、別に定める様式により監督員に報告すること。

9 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の遵守について

- (1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事に該当する場合（現場条件等の変更により、対象建設工事になった場合も含む。）は、同法を遵守して施工し、適切に分別解体等及び再資源化等を行うこと。下請業者にもその遵守を徹底させること。
- (2) 同法に定める適切な施工方法に関する基準に従い、現場調査を行い、施工計画書を作成し、提出すること。
- (3) 同法に定める特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、監督員の指定する様式により書面で報告すること。
- (4) 同法に定める対象建設工事に該当しない工事についても、リサイクル推進の観点から、原則として特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等を行うこと。

10 リサイクルの推進について

- (1) 建設副産物適正処理実施要領・再生資源利用促進要領（広島高速道路公社制定平成15年6月26日改正）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）、建設汚泥再生利用マニュアル〔中国地方版〕（中国地方建設副産物対策連絡委員会発行 平成20年5月）を遵守し、資源のリサイクルを推進すること。なお、これらに「リサイクル責任者」の選任及び施工計画書への記載についても定めているので、遺漏のないようにすること。
- (2) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の作成、提出及び保存について

ア 対象建設工事

【再生資源利用計画書】

- (ア) 請負代金額が100万円以上の建設工事
- (イ) 請負代金額が100万円未満の工事のうち、「建設リサイクル法」第10条の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年10月25日 建設省令第19号）（以下「再生資源に関する建設省令」という。）第8条に規定する建設資材を工事現場に搬入する建設工事。なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」とは次の①から③のとおりである。
- ① 体積が1,000m<sup>3</sup>以上である土砂
  - ② 重量が500t以上である砕石
  - ③ 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物

【再生資源利用促進計画書】

- (ア) 請負代金額が100万円以上の建設工事
- (イ) 請負代金額が100万円未満の工事のうち、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）（以下「資源有効利用促進法」という）第34条に

基づく「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年10月25日 建設省令第20号）第7条に規定している指定副産物を工事現場から搬出する建設工事。なお、この建設省令に規定する指定副産物とは次の①から②のとおりである。

- ① 体積が1,000m<sup>3</sup>以上である建設発生土
- ② コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であつて、これらの重量の合計が200トン以上であるもの

イ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は、工事着手前に施工計画書に含めて監督員に提出すること。

ウ 本工事完成後、速やかに、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の実施結果について建設副産物実態調査における「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を所定の様式により作成し、当該データをプリントアウトした調査票及び当該電子データを監督員に提出すること。（ただし、データをエ(ア)の方法で作成した場合は、電子データを提出する必要はない。）

エ データは次のいずれかの方法で作成すること。

(ア) 「建設副産物情報交換システムCOBRIS」（(財)日本建設情報総合センター(JACIC)がインターネット上で運営）内のCREDASデータ登録により作成

(イ) EXCEL形式の再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の様式により作成（様式は国土交通省リサイクルホームページからダウンロード）（無償）

やむを得ない事情によりこれらの方法によることができない場合は、監督員に通知し、本市と協議のうえ、調査票に必要事項を正確に記入すること。

オ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の実施結果の記録は、本工事完成後1年間保存すること。

#### 11 指定資材を除く再生資材の使用について

(1) 本工事の施工に際して必要となる資材について設計図書で指定のある場合は、指定された再生資材を使用すること。また、設計図書で特に指定がない場合であっても、「広島県登録リサイクル製品」及び「広島市役所グリーン購入ガイドラインの特定品目の判断基準に適合する再生資材（以下「広島市グリーン購入適合資材」という。）」のうち工事の品質及び環境安全性を確保したうえで使用可能なものがあるときは、発注者の承諾を得たうえでその使用に努めること。ただし、この規定に基づき発注者の承諾を得たうえで再生資材を使用したとき、当該部分についての設計変更は行わない。

(2) 「広島市グリーン購入適合資材」のうち購入実績を集計する品目については、所定の様式（広島市ホームページからダウンロード）により、「広島市公共工事グリーン購入実績報告書」を作成して監督員に提出すること。

(3) 再生資材を使用するよう指定したものについて、発注後、必要量が確保できない場合は、監督員に通知し本市と協議すること。

(4) 設計図書に、特段、再生資材使用の指定がない場合であっても、再生資材を使用することが所要の品質を確保したうえで可能であり、環境安全性が確保できる場合は、発注者の承諾を得たうえでその使用に努めること。ただし、この規定に基づき発注者の承諾を得たうえで再生資材を使用したとき、当該部分についての設計変更は行わない。

い。

## 12 工事实績情報システムの登録について

受注者は、受注時または変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」に、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録完了後、受注者は「登録内容確認書」を監督職員へ提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の「登録内容確認書」の提出を省略できるものとする。

## 13 「広島県土砂の適正処理に関する条例」に該当する場合の届出について

工事の施行により発生する建設発生土について、受注者は500m<sup>3</sup>以上（一時たい積場については500m<sup>3</sup>/月以上）の土砂を当該建設工事の区域外へ搬出し、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成16年条例第1号）第8条又は第9条の規定（広島県ホームページからダウンロード）が適用となるときは、これらの規定を遵守すること。

また、広島県西部農林水産事務所林務第一課に土砂の搬出等の届出書を提出した場合は、受理書の写しを監督員に提出すること。

## 14 指定副産物の搬出について

工事の施工により、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号 以下「資源有効利用促進法」という）に定める指定副産物（以下指定副産物という）（建設発生土を除く）が発生する場合は、中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出すること。なお、指定場所との協議で他の場所に変更する場合又は受け入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。なお、産業廃棄物に該当する指定副産物の運搬、搬出等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守すること。

## 15 本工事により発生する建設廃棄物等の処分について

(1) 廃棄物の処理については、事前に処理方法を記載した「建設廃棄物処理計画書」を監督員に提出するとともに、下請業者の指導を徹底すること。また、現場内での焼却を行わないこと。

(2) 廃棄物の処理を委託する場合は、事前に、委託契約書の写しを監督員に提出すること。

(3) 本工事により発生する建設廃材等の産業廃棄物並びに屑がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理し、排出完了時に監督員にマニフェストA、B2、D、E票の原本を提示し、E票の写しを提出すること。

なお、電子マニフェストによる場合は、印刷した受渡確認票及びマニフェスト情報登録証明を検査時に提出すること。

(4) 本工事により発生する産業廃棄物を事業所の外（建設工事現場以外の場所）において300㎡以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。

ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

16 ダンプトラック等による過積載の防止について

(1) 積載重量を超えて土砂等を積み込まず、また積み込みさせないこと。

(2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車から土砂等の引渡を受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（ダンプ規制法）」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入車の使用を促進すること。

(7) 以上のことにつき、受注者は、下請業者を十分指導すること。

17 新技術・新工法の活用について

受注者は、品質向上等に優れる新技術・新工法を活用することについて、提案をすることができる。

この提案を発注者と協議・検討した結果、新技術・新工法を採用する場合には、適正に設計変更するものとする。また、採用した場合は、この新技術・新工法についての施工に係る経済性、工程・工期、品質・出来型（耐久性）、安全性、施工性、環境への影響について、監督員が行う調査に協力すること。

18 地球環境保全対策について

特定フロンを使用した現場発泡ウレタンフォームを使用しないこと。

また、工場製造の発泡樹脂板を使用する場合は、その製造過程で特定フロンを使用しないものに限る。

19 クレーン作業の安全対策について

架線下（高圧線・電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は安全対策について関係会社と協議を行い、必要に応じ協議書を交わし、その写しを監督員に提出すること。

20 水溶性塗料を用いた塗装・防水工事について

(1) 水溶性塗料を用いた塗装・防水工事において、器具類等を洗浄した汚濁水は適切に処理すること。（河川に放流しないこと）

(2) 下請業者に対しても、この旨を周知させるとともに、適切な指導・監督を行うこと。

## 21 工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

## 22 不審物が発見された場合の対応について

工事現場において、不審物が発見された場合は、『建設工事における「不審物」発見時の対応マニュアル』（平成15年11月1日 広島市都市整備局技術管理課制定）により、適切に処理を行うこと。

## 23 公共事業労務費調査に対する協力について

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事完了後においても同様とする。
- (2) 調査票を提出した事業所を事後に訪問して行う調査、指導の対象となった場合、その実施に協力すること。また、本工事の完了後においても同様とする。
- (3) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を作成・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適正に行うこと。
- (4) 本工事の一部について、下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係わる二次以降の下請業者を含む。）が、(3)と同様の義務を負う旨を定めること。

## 24 アスベスト含有建材の使用禁止について

本工事においては、原則として、アスベスト含有建材（アスベストを原材料として使用している建材）を使用しないこと。

## 25 建設汚泥の自ら利用について

受注者は、広島市域において、本工事で発生する建設汚泥の「自ら利用」を実施する場合、「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」（平成20年3月31日 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課制定）（広島市ホームページからダウンロード）を遵守すること。

また、広島市環境局業務部産業廃棄物指導課に、「建設汚泥自ら利用事業計画書」等を提出した場合は、「建設汚泥自ら利用事業計画書」、「建設汚泥自ら利用事業計画通知書」及び「建設汚泥自ら利用終了報告書」の写しを監督員に提出すること。

## 26 工事の一時中止について

工事の一時中止に係る計画の作成

- (1) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器

具等の確認に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

27 広島高速道路公社建設工事請負契約約款の改正に伴う現場代理人の取扱いについて  
約款第10条第3項の追加に伴う現場代理人の扱いについては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

(2) 第20条第1項又は第2項の規定により工事の全部の施工を一時中止している期間。

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

(5) その他、特に発注者が認めた期間。